

○生駒市体育施設条例の一部を改正する条例

(1) 生駒市体育施設条例新旧対照表(第1条関係)

現行					改正案								
別表第3(第8条関係)					別表第3(第8条関係)								
1 体育館 略					1 体育館 略								
2 武道館					2 武道館								
区分			(午前) 9:00~ 13:00	(午後) 13:00~ 17:00	(夜間) 17:00~ 21:00	区分			(午前) 9:00~ 13:00	(午後) 13:00~ 17:00	(夜間) 17:00~ 21:00		
生駒市武道館	専用使用	営利を目的とし	全面	<u>2,470円</u>	<u>2,470円</u>	<u>2,470円</u>	生駒市武道館	専用使用	アマチュアスポーツ	全面	<u>2,470円</u>	<u>2,470円</u>	<u>2,470円</u>
		ない場合	半面	<u>1,230円</u>	<u>1,230円</u>	<u>1,230円</u>			ーツ	半面	<u>1,230円</u>	<u>1,230円</u>	<u>1,230円</u>
									アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)		<u>10,970円</u>	<u>10,970円</u>	<u>10,970円</u>
	指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合		41,480円	41,480円	41,480円	指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合		41,480円	41,480円	41,480円			
個人使用			1人につき 100円	1人につき 100円	1人につき 100円	個人使用			1人につき 100円	1人につき 100円	1人につき 100円		
備考 略					備考 略								
3 グラウンド					3 グラウンド								
区分		(午前) 9:00~ 13:00	(午後) 13:00~ 17:00	(夜間) 17:00~ 19:00	(夜間) 17:00~ 21:00	区分		(午前) 9:00~ 13:00	(午後) 13:00~ 17:00	(夜間) 17:00~ 19:00	(夜間) 17:00~ 21:00		
生駒市北大和グラウンド イモ山公園グラウンド むかいやま公園グラウンド		<u>1,340円</u>	<u>1,340円</u>	<u>510円</u>		生駒市北大和グラウンド イモ山公園グラウンド むかいやま公園グラウンド	アマチュアスポーツ	<u>1,340円</u>	<u>1,340円</u>	<u>510円</u>			
							アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)	<u>6,790円</u>	<u>6,790円</u>	<u>3,390円</u>			
							指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合	<u>24,890円</u>	<u>24,890円</u>	<u>12,440円</u>			
生駒市北大和野球場 生駒市井出山グラウンド		<u>1,640円</u>	<u>1,640円</u>		<u>1,640円</u>	生駒市北大和野球場 生駒市井出山グラウンド	アマチュアスポーツ	<u>1,640円</u>	<u>1,640円</u>		<u>1,640円</u>		
							アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)	<u>6,790円</u>	<u>6,790円</u>		<u>6,790円</u>		
							指定管理者が特に必要	<u>24,890円</u>	<u>24,890円</u>		<u>24,890円</u>		

生駒市総合公園グラウンド 生駒市健民グラウンド	<u>1,340円</u>	<u>1,340円</u>		<u>1,340円</u>
生駒市小平尾南少年グラウンド	<u>620円</u>	<u>620円</u>		<u>620円</u>

備考

1 児童生徒等が使用する場合の使用料又は利用料金の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。

2 上表の使用料及び利用料金の額には、消費税等相当額を含む。

4 テニスコート

区分		9:00~ 11:00	11:00~ 13:00	13:00~ 15:00	15:00~ 17:00	17:00~ 19:00	19:00~ 21:00
生駒市浄 化センタ ーテニス コート	全天候	<u>1コート につき 720円</u>	<u>1コート につき 720円</u>	<u>1コート につき 720円</u>	<u>1コート につき 720円</u>	<u>1コート につき 620円</u>	

生駒市総合公 園グラウンド 生駒市健民グ ラウンド	要があると認める営 利使用の場合 アマチュアスポーツ	<u>1,340円</u>	<u>1,340円</u>		<u>1,340円</u>
	アマチュアスポーツ 以外(集会、講演会等)	<u>6,790円</u>	<u>6,790円</u>		<u>6,790円</u>
	指定管理者が特に必 要があると認める営 利使用の場合	<u>24,890円</u>	<u>24,890円</u>		<u>24,890円</u>
生駒市小平尾 南少年グラウ ンド	アマチュアスポーツ	<u>620円</u>	<u>620円</u>		<u>620円</u>
	アマチュアスポーツ 以外(集会、講演会等)	<u>3,390円</u>	<u>3,390円</u>		<u>3,390円</u>
	指定管理者が特に必 要があると認める営 利使用の場合	<u>12,440円</u>	<u>12,440円</u>		<u>12,440円</u>

備考

1 児童生徒等が使用する場合の使用料又は利用料金の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。

2 次に掲げる者以外の者が使用する場合の使用料又は利用料金の額は、上表の金額の2倍に相当する額とする。

(1) 児童生徒等

(2) 市内に住所を有する者

(3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

(4) 市内に存する学校に在学する者

3 上表の使用料及び利用料金の額には、消費税等相当額を含む。

4 テニスコート

区分		9:00~ 11:00	11:00~ 13:00	13:00~ 15:00	15:00~ 17:00	17:00~ 19:00	19:00~ 21:00
生駒市浄 化センタ ーテニス コート(全 天候型)	アマチュ アスポー ツ	<u>1コート につき 720円</u>	<u>1コート につき 720円</u>	<u>1コート につき 720円</u>	<u>1コート につき 720円</u>	<u>1コート につき 620円</u>	
生駒市健 民テニス コート	アマチュ アスポー ツ以外(集 会、講演会 等)	<u>3,390円</u>	<u>3,390円</u>	<u>3,390円</u>	<u>3,390円</u>	<u>3,390円</u>	

	砂入り人工芝	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,030円	
	生駒市健民テニスコート	1コートにつき 720円	1コートにつき 720円	1コートにつき 720円	1コートにつき 720円	1コートにつき 620円	
	イモ山公園テニスコート 滝寺公園テニスコート	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,030円	
	生駒市総合公園テニスコート 生駒山麓公園テニスコート むかいやま公園テニスコート	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,230円	

備考

	指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合	1コートにつき 12,440円	1コートにつき 12,440円	1コートにつき 12,440円	1コートにつき 12,440円	1コートにつき 12,440円	
	生駒市浄化センターテニスコート(砂入り人工芝型) イモ山公園テニスコート 滝寺公園テニスコート	アマチュアスポーツにつき 1,230円	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)につき 5,090円	指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合につき 18,670円	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,030円
	生駒市総合公園テニスコート 生駒山麓公園テニスコート むかいやま公園テニスコート	アマチュアスポーツにつき 1,230円	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)につき 5,090円	指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合につき 18,670円	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,230円

備考

1 児童生徒等が使用する場合の使用料又は利用料金の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。

2 上表の使用料及び利用料金の額には、消費税等相当額を含む。

5 プール

略

備考

1・2 略

3 略

6 相撲場

区分	(午前)	(午後)	(夜間)
	9:00~13:00	13:00~17:00	17:00~19:00
生駒市総合公園相撲場	<u>310円</u>	<u>310円</u>	<u>210円</u>

1 児童生徒等が使用する場合の使用料又は利用料金の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。

2 次に掲げる者以外の者が使用する場合の使用料又は利用料金の額は、上表の金額の2倍に相当する額とする。

(1) 児童生徒等

(2) 市内に住所を有する者

(3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

(4) 市内に存する学校に在学する者

3 上表の使用料及び利用料金の額には、消費税等相当額を含む。

5 プール

略

備考

1・2 略

3 次に掲げる者以外の者が使用する場合の使用料の額は、上表の金額の2倍に相当する額とする。

(1) 児童生徒等

(2) 市内に住所を有する者

(3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

(4) 市内に存する学校に在学する者

4 略

6 相撲場

区分	(午前)	(午後)	(夜間)
	9:00~13:00	13:00~17:00	17:00~19:00
生駒市総合公園相撲場	<u>310円</u>	<u>310円</u>	<u>210円</u>
アマチュアスポーツ	<u>1,700円</u>	<u>1,700円</u>	<u>1,700円</u>
アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)	<u>6,220円</u>	<u>6,220円</u>	<u>6,220円</u>
指定管理者が特に必要があると認める営利使用	<u>6,220円</u>	<u>6,220円</u>	<u>6,220円</u>

<p>備考</p> <p>1 児童生徒等が使用する場合の使用料の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。</p> <p>2 上表の使用料の額には、消費税等相当額を含む。</p> <p>7 夜間照明 略</p> <p>8 附属設備 略</p>	<p><u>の場合</u></p> <p>備考</p> <p>1 児童生徒等が使用する場合の使用料の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。</p> <p>2 <u>次に掲げる者以外の者が使用する場合の使用料の額は、上表の金額の2倍に相当する額とする。</u></p> <p>(1) <u>児童生徒等</u></p> <p>(2) <u>市内に住所を有する者</u></p> <p>(3) <u>市内に存する事務所又は事業所に勤務する者</u></p> <p>(4) <u>市内に存する学校に在学する者</u></p> <p>3 上表の使用料の額には、消費税等相当額を含む。</p> <p>7 夜間照明 略</p> <p>8 附属設備 略</p>
---	--

(2) 生駒市体育施設条例新旧対照表(第2条関係)

現行	改正案																														
<p>別表第1(第2条関係)</p> <p>(1) 体育館</p> <table border="1" data-bbox="192 991 1099 1217"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生駒市北大和体育館</td> <td>生駒市北大和3丁目5077番地</td> </tr> <tr> <td>生駒市市民体育館</td> <td>生駒市門前町9番20号</td> </tr> <tr> <td>生駒市小平尾南体育館</td> <td>生駒市小平尾町1629番地</td> </tr> <tr> <td>生駒市井出山体育館</td> <td>生駒市小平尾町1766番地1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 武道館 略</p> <p>(3) グラウンド</p> <table border="1" data-bbox="192 1377 1099 1409"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	生駒市北大和体育館	生駒市北大和3丁目5077番地	生駒市市民体育館	生駒市門前町9番20号	生駒市小平尾南体育館	生駒市小平尾町1629番地	生駒市井出山体育館	生駒市小平尾町1766番地1	名称	位置			<p>別表第1(第2条関係)</p> <p>(1) 体育館</p> <table border="1" data-bbox="1133 991 2036 1217"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>(仮称)生駒市北部スポーツセンター体育館</u></td> <td><u>生駒市高山町166番地2</u></td> </tr> <tr> <td>生駒市北大和体育館</td> <td>生駒市北大和3丁目5077番地</td> </tr> <tr> <td>生駒市市民体育館</td> <td>生駒市門前町9番20号</td> </tr> <tr> <td>生駒市小平尾南体育館</td> <td>生駒市小平尾町1629番地</td> </tr> <tr> <td>生駒市井出山体育館</td> <td>生駒市小平尾町1766番地1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 武道館 略</p> <p>(3) グラウンド</p> <table border="1" data-bbox="1133 1377 2036 1409"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	<u>(仮称)生駒市北部スポーツセンター体育館</u>	<u>生駒市高山町166番地2</u>	生駒市北大和体育館	生駒市北大和3丁目5077番地	生駒市市民体育館	生駒市門前町9番20号	生駒市小平尾南体育館	生駒市小平尾町1629番地	生駒市井出山体育館	生駒市小平尾町1766番地1	名称	位置		
名称	位置																														
生駒市北大和体育館	生駒市北大和3丁目5077番地																														
生駒市市民体育館	生駒市門前町9番20号																														
生駒市小平尾南体育館	生駒市小平尾町1629番地																														
生駒市井出山体育館	生駒市小平尾町1766番地1																														
名称	位置																														
名称	位置																														
<u>(仮称)生駒市北部スポーツセンター体育館</u>	<u>生駒市高山町166番地2</u>																														
生駒市北大和体育館	生駒市北大和3丁目5077番地																														
生駒市市民体育館	生駒市門前町9番20号																														
生駒市小平尾南体育館	生駒市小平尾町1629番地																														
生駒市井出山体育館	生駒市小平尾町1766番地1																														
名称	位置																														

生駒市北大和野球場	生駒市北大和3丁目 5077 番地
生駒市北大和グラウンド	生駒市北大和3丁目 5077 番地
生駒市小平尾南少年グラウンド	生駒市小平尾町 1629 番地
生駒市井出山グラウンド	生駒市小平尾町 957 番地

(4) テニスコート

名称	位置
生駒市浄化センターテニスコート	生駒市東山町 201 番地 21

(5) プール 略

別表第3(第8条関係)

1 体育館

区分	(午前) 9:00~ 12:00	(午後) 12:00~ 15:00	(夕方) 15:00~ 18:00	(夜間) 18:00~ 21:00
生駒市北大和 アマチュアスポーツ	1,850円	1,850円	1,850円	1,850円

(仮称)生駒市北部スポーツセンター野球場	生駒市高山町 166 番地 2
(仮称)生駒市北部スポーツセンターグラウンド	生駒市高山町 166 番地 2
(仮称)生駒市北部スポーツセンターグラウンドランニングトラック	生駒市高山町 166 番地 2
生駒市北大和野球場	生駒市北大和3丁目 5077 番地
生駒市北大和グラウンド	生駒市北大和3丁目 5077 番地
生駒市小平尾南少年グラウンド	生駒市小平尾町 1629 番地
生駒市井出山グラウンド	生駒市小平尾町 957 番地

(4) テニスコート

名称	位置
(仮称)生駒市北部スポーツセンターテニスコート	生駒市高山町 166 番地 2
生駒市浄化センターテニスコート	生駒市東山町 201 番地 21

(5) プール 略

別表第3(第8条関係)

1 体育館

区分	(午前) 9:00~ 12:00	(午後) 12:00~ 15:00	(夕方) 15:00~ 18:00	(夜間) 18:00~ 21:00
(仮称)生駒市北部スポーツセンター体育館	3,700円	3,700円	3,700円	3,700円
生駒市市民体育館	16,970円	16,970円	16,970円	16,970円
生駒市総合公園体育館	62,230円	62,230円	62,230円	62,230円
	510円	510円	510円	510円
	1,230円	1,230円	1,230円	1,230円
生駒市北大和 アマチュアスポーツ	1,850円	1,850円	1,850円	1,850円

体育館 生駒市小平尾 南体育館 生駒市井出山 体育館	アマチュアスポーツ 以外(集会、講演会等)	8,490円	8,490円	8,490円	8,490円
	指定管理者が特に必要 があると認める営 利使用の場合	31,110円	31,110円	31,110円	31,110円
	会議室	510円	510円	510円	510円
生駒市市民体 育館 生駒市総合公 園体育館	アマチュ アスポー ツ	3,700円	3,700円	3,700円	3,700円
	体育室 全面				
	体育室 半面	1,850円	1,850円	1,850円	1,850円
	アマチュアスポーツ 以外(集会、講演会等)	16,970円	16,970円	16,970円	16,970円
	指定管理者が特に必要 があると認める営 利使用の場合	62,230円	62,230円	62,230円	62,230円
	会議室	510円	510円	510円	510円
	多目的室	1,230円	1,230円	1,230円	1,230円
むかいやま公 園体育館	アマチュアスポーツ	2,160円	2,160円	2,160円	2,160円
	アマチュアスポーツ 以外(集会、講演会等)	9,950円	9,950円	9,950円	9,950円
	指定管理者が特に必要 があると認める営 利使用の場合	36,480円	36,480円	36,480円	36,480円

備考 略

2 武道館 略

3 グラウンド

区分	(午前) 9:00~ 13:00	(午後) 13:00~ 17:00	(夜間) 17:00~ 19:00	(夜間) 17:00~ 21:00

体育館 生駒市小平尾 南体育館 生駒市井出山 体育館	アマチュアスポーツ 以外(集会、講演会等)	8,490円	8,490円	8,490円	8,490円
	指定管理者が特に必要 があると認める営 利使用の場合	31,110円	31,110円	31,110円	31,110円
	会議室	510円	510円	510円	510円
むかいやま公 園体育館	アマチュアスポーツ	2,160円	2,160円	2,160円	2,160円
	アマチュアスポーツ 以外(集会、講演会等)	9,950円	9,950円	9,950円	9,950円
	指定管理者が特に必要 があると認める営 利使用の場合	36,480円	36,480円	36,480円	36,480円

備考 略

2 武道館 略

3 グラウンド

区分	(午前) 9:00~ 13:00	(午後) 13:00~ 17:00	(夜間) 17:00~ 19:00	(夜間) 17:00~ 21:00
(仮称)生駒市 北部スポーツ センター野球 場	アマチュアスポーツ 1,640円	アマチュアスポーツ 1,640円	以外(集会、講演会等) 620円	
	指定管理者が特に必要 があると認める営 利使用の場合 6,790円	指定管理者が特に必要 があると認める営 利使用の場合 6,790円	指定管理者が特に必要 があると認める営 利使用の場合 3,390円	
	指定管理者が特に必要 があると認める営 利使用の場合 24,890円	指定管理者が特に必要 があると認める営 利使用の場合 24,890円	指定管理者が特に必要 があると認める営 利使用の場合 12,440円	

生駒市北大和グラウンド	アマチュアスポーツ	1,340円	1,340円	510円	
イモ山公園グラウンド	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)	6,790円	6,790円	3,390円	
むかいやま公園グラウンド	指定管理者が特に必要があると認める営 利使用の場合	24,890円	24,890円	12,440円	
生駒市北大和野球場	アマチュアスポーツ	1,640円	1,640円		1,640円
生駒市井出山グラウンド	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)	6,790円	6,790円		6,790円
	指定管理者が特に必要があると認める営 利使用の場合	24,890円	24,890円		24,890円
生駒市総合公園グラウンド	アマチュアスポーツ	1,340円	1,340円		1,340円
生駒市健民グラウンド	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)	6,790円	6,790円		6,790円
	指定管理者が特に必要があると認める営 利使用の場合	24,890円	24,890円		24,890円
生駒市小平尾南少年グラウンド	アマチュアスポーツ	620円	620円		620円
	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)	3,390円	3,390円		3,390円
	指定管理者が特に必要があると認める営 利使用の場合	12,440円	12,440円		12,440円

備考

(仮称)生駒市北部スポーツセンターグラウンド	アマチュアスポーツ	全面	4,110円	4,110円		4,110円
		半面	2,060円	2,060円		2,060円
	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)		16,970円	16,970円		16,970円
	指定管理者が特に必要があると認める営 利使用の場合		62,230円	62,230円		62,230円
(仮称)生駒市北部スポーツセンターグラウンドランニングトラック	個人使用	大人	1人につき1回 210円			
		小人	1人につき1回 100円			
生駒市北大和グラウンド	アマチュアスポーツ		1,340円	1,340円	510円	
むかいやま公園グラウンド	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)		6,790円	6,790円	3,390円	
	指定管理者が特に必要があると認める営 利使用の場合		24,890円	24,890円	12,440円	
生駒市北大和野球場	アマチュアスポーツ		1,640円	1,640円		1,640円
生駒市井出山グラウンド	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)		6,790円	6,790円		6,790円
	指定管理者が特に必要があると認める営 利使用の場合		24,890円	24,890円		24,890円
イモ山公園グラウンド	アマチュアスポーツ		1,340円	1,340円		1,340円
生駒市総合公園グラウンド	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)		6,790円	6,790円		6,790円
生駒市健民グラウンド	指定管理者が特に必要があると認める営 利使用の場合		24,890円	24,890円		24,890円
生駒市小平尾南少年グラウンド	アマチュアスポーツ		620円	620円		620円
	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)		3,390円	3,390円		3,390円
	指定管理者が特に必要があると認める営 利使用の場合		12,440円	12,440円		12,440円

備考

1 児童生徒等が使用する場合の使用料又は利用料金の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。

2 次に掲げる者以外の者が使用する場合の使用料又は利用料金の額は、上表の金額の2倍に相当する額とする。

- (1) 児童生徒等
- (2) 市内に住所を有する者
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者

3 上表の使用料及び利用料金の額には、消費税等相当額を含む。

4 テニスコート

区分	9:00～ 11:00	11:00～ 13:00	13:00～ 15:00	15:00～ 17:00	17:00～ 19:00	19:00～ 21:00
----	----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------

1 「半面」とは、グラウンドの面積の2分の1以下をいう。

2 「小人」とは、中学生以下の者をいう。ただし、3歳未満の者は、無料とする。

3 「1回」とは、3時間以内における継続する使用をいう。

4 児童生徒等が使用する場合の使用料又は利用料金の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。ただし、(仮称)生駒市北部スポーツセンターグラウンドランニングトラックについては、この限りでない。

5 次に掲げる者以外の者が使用する場合の使用料又は利用料金の額は、上表の金額の2倍に相当する額とする。

- (1) 児童生徒等
- (2) 市内に住所を有する者
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者

6 (仮称)生駒市北部スポーツセンターグラウンドを日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に利用する場合の使用料の額は、当該使用料の額の1.5倍に相当する額とする。

7 上表の使用料及び利用料金の額には、消費税等相当額を含む。

4 テニスコート

区分		9:00～ 11:00	11:00～ 13:00	13:00～ 15:00	15:00～ 17:00	17:00～ 19:00	19:00～ 21:00
(仮称)生駒市北部スポーツセンター	アマチュアスポーツ	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,030円	
	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)	1コートにつき 5,090円	1コートにつき 5,090円	1コートにつき 5,090円	1コートにつき 5,090円	1コートにつき 5,090円	
生駒市浄化センターテニスコート(砂入り人工芝型)	指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合	1コートにつき 18,670円	1コートにつき 18,670円	1コートにつき 18,670円	1コートにつき 18,670円	1コートにつき 18,670円	
イモ山公園テニスコート							
滝寺公園							

イモ山公園テニスコート	演会等) 指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合	1コートにつき <u>18,670</u> 円	1コートにつき <u>18,670</u> 円	1コートにつき <u>18,670</u> 円	1コートにつき <u>18,670</u> 円	1コートにつき <u>18,670</u> 円	
生駒市総合公園テニスコート	アマチュアスポーツ	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,230円
生駒山麓公園テニスコート	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)	1コートにつき 5,090円	1コートにつき 5,090円	1コートにつき 5,090円	1コートにつき 5,090円	1コートにつき 5,090円	1コートにつき 5,090円
むかいやま公園テニスコート	指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合	1コートにつき 18,670 円	1コートにつき 18,670 円	1コートにつき 18,670 円	1コートにつき 18,670 円	1コートにつき 18,670 円	1コートにつき 18,670 円

備考 略

5 プール 略

6 相撲場 略

7 夜間照明

区分	金額
生駒市北大和野球場夜間照明	1時間につき全点灯 4,110円 1時間につき5割点灯 2,060円
生駒市小平尾南少年グラウンド夜間照明	30分につき 310円 (ただし、単位時間に端数を生じたときは30分とみなす。)
生駒市井出山グラウンド夜間照明	1時間につき全点灯 4,940円 1時間につき5割点灯 2,470円

むかいやま公園テニスコート	指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合	1コートにつき 18,670 円	1コートにつき 18,670 円	1コートにつき 18,670 円	1コートにつき 18,670 円	1コートにつき 18,670 円	1コートにつき 18,670 円
---------------	--------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------

備考 略

5 プール 略

6 相撲場 略

7 夜間照明

区分	金額
(仮称)生駒市北部スポーツセンターグラウンド夜間照明	1時間につき全点灯 4,940円 1時間につき5割点灯 2,470円
生駒市北大和野球場夜間照明	1時間につき全点灯 4,110円 1時間につき5割点灯 2,060円
生駒市小平尾南少年グラウンド夜間照明	30分につき 310円 (ただし、単位時間に端数を生じたときは30分とみなす。)
生駒市井出山グラウンド夜間照明	1時間につき全点灯 4,940円 1時間につき5割点灯 2,470円
イモ山公園グラウンド夜間照明	1時間につき全点灯 2,470円 1時間につき5割点灯 1,230円

生駒市総合公園グラウンド 夜間照明	1時間につき全点灯 4,940円 1時間につき5割点灯 2,470円	生駒市総合公園グラウンド 夜間照明	1時間につき全点灯 4,940円 1時間につき5割点灯 2,470円
生駒市健民グラウンド夜間 照明	1時間につき全点灯 2,470円 1時間につき5割点灯 1,230円	生駒市健民グラウンド夜間 照明	1時間につき全点灯 2,470円 1時間につき5割点灯 1,230円
生駒市総合公園テニスコ ート夜間照明	1コート1時間につき 370円及びカード1枚につき 3 60円	生駒市総合公園テニスコ ート夜間照明	1コート1時間につき 370円及びカード1枚につき 3 60円
生駒山麓公園テニスコ ート夜間照明	1コート1時間につき 370円及びカード1枚につき 3 60円	生駒山麓公園テニスコ ート夜間照明	1コート1時間につき 370円及びカード1枚につき 3 60円
むかいやま公園テニスコ ート夜間照明	1コート1時間につき 370円及びカード1枚につき 3 60円	むかいやま公園テニスコ ート夜間照明	1コート1時間につき 370円及びカード1枚につき 3 60円
備考 略		備考 略	
8 附属設備 略		8 附属設備 略	

(3) 生駒市体育施設条例新旧対照表(第3条関係)

現行		改正案	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
(1) 体育館 略		(1) 体育館 略	
(2) 武道館 略		(2) 武道館 略	
(3) グラウンド		(3) グラウンド	
名称	位置	名称	位置
(仮称)生駒市北部スポーツセンター野 球場	生駒市高山町 166 番地 2	(仮称)生駒市北部スポーツセンター野 球場	生駒市高山町 166 番地 2
(仮称)生駒市北部スポーツセンターグ ラウンド	生駒市高山町 166 番地 2	(仮称)生駒市北部スポーツセンターグ ラウンド	生駒市高山町 166 番地 2
(仮称)生駒市北部スポーツセンターグ ラウンドランニングトラック	生駒市高山町 166 番地 2	(仮称)生駒市北部スポーツセンターグ ラウンドランニングトラック	生駒市高山町 166 番地 2
生駒市北大和野球場	生駒市北大和 3 丁目 5077 番地		
生駒市北大和グラウンド	生駒市北大和 3 丁目 5077 番地		
生駒市小平尾南少年グラウンド	生駒市小平尾町 1629 番地	生駒市小平尾南少年グラウンド	生駒市小平尾町 1629 番地

生駒市井出山グラウンド | 生駒市小平尾町 957 番地

(4) テニスコート 略

(5) プール 略

別表第3(第8条関係)

1 体育館 略

2 武道館 略

3 グラウンド

区分		(午前) 9:00~ 13:00	(午後) 13:00~ 17:00	(夜間) 17:00~ 19:00	(夜間) 17:00~ 21:00
(仮称)生駒市 北部スポーツ センター野球場	アマチュアスポーツ	1,640円	1,640円	620円	
	アマチュアスポーツ 以外(集会、講演会等)	6,790円	6,790円	3,390円	
	指定管理者が特に必要 があると認める営 利使用の場合	24,890円	24,890円	12,440円	
(仮称)生駒市 北部スポーツ センターグラ ウンド	アマチュアス ポーツ	全面	4,110円	4,110円	4,110円
		半面	2,060円	2,060円	2,060円
	アマチュアスポーツ 以外(集会、講演会等)	16,970円	16,970円	16,970円	
	指定管理者が特に必要 があると認める営 利使用の場合	62,230円	62,230円	62,230円	
(仮称)生駒市 北部スポーツ センターグラ ウンドランニ ングトラック	個人使用	大人	1人につき1回 210円		
		小人	1人につき1回 100円		
生駒市北大和 グラウンド むかいやま公	アマチュアスポーツ	1,340円	1,340円	510円	
	アマチュアスポーツ 以外(集会、講演会等)	6,790円	6,790円	3,390円	

生駒市井出山グラウンド | 生駒市小平尾町 957 番地

(4) テニスコート 略

(5) プール 略

別表第3(第8条関係)

1 体育館 略

2 武道館 略

3 グラウンド

区分		(午前) 9:00~ 13:00	(午後) 13:00~ 17:00	(夜間) 17:00~ 19:00	(夜間) 17:00~ 21:00
(仮称)生駒市 北部スポーツ センター野球場	アマチュアスポーツ	1,640円	1,640円	620円	
	アマチュアスポーツ 以外(集会、講演会等)	6,790円	6,790円	3,390円	
	指定管理者が特に必要 があると認める営 利使用の場合	24,890円	24,890円	12,440円	
(仮称)生駒市 北部スポーツ センターグラ ウンド	アマチュアス ポーツ	全面	4,110円	4,110円	4,110円
		半面	2,060円	2,060円	2,060円
	アマチュアスポーツ 以外(集会、講演会等)	16,970円	16,970円	16,970円	
	指定管理者が特に必要 があると認める営 利使用の場合	62,230円	62,230円	62,230円	
(仮称)生駒市 北部スポーツ センターグラ ウンドランニ ングトラック	個人使用	大人	1人につき1回 210円		
		小人	1人につき1回 100円		
むかいやま公 園グラウンド	アマチュアスポーツ	1,340円	1,340円	510円	
	アマチュアスポーツ 以外(集会、講演会等)	6,790円	6,790円	3,390円	

園グラウンド	指定管理者が特に必要があると認める営 利使用の場合	24,890円	24,890円	12,440円
生駒市北大和 野球場	アマチュアスポーツ	1,640円	1,640円	1,640円
生駒市井出山 グラウンド	アマチュアスポーツ 以外(集会、講演会等)	6,790円	6,790円	6,790円
	指定管理者が特に必要 があると認める営 利使用の場合	24,890円	24,890円	24,890円
イモ山公園グ ラウンド	アマチュアスポーツ	1,340円	1,340円	1,340円
生駒市総合公 園グラウンド	アマチュアスポーツ 以外(集会、講演会等)	6,790円	6,790円	6,790円
生駒市健民グ ラウンド	指定管理者が特に必要 があると認める営 利使用の場合	24,890円	24,890円	24,890円
生駒市小平尾 南少年グラウ ンド	アマチュアスポーツ	620円	620円	620円
	アマチュアスポーツ 以外(集会、講演会等)	3,390円	3,390円	3,390円
	指定管理者が特に必要 があると認める営 利使用の場合	12,440円	12,440円	12,440円

備考 略

4 テニスコート 略

5 プール 略

6 相撲場 略

7 夜間照明

区分	金額
(仮称)生駒市北部スポーツセ ンターグラウンド夜間照明	1時間につき全点灯 4,940円 1時間につき5割点灯 2,470円
生駒市北大和野球場夜間照 明	1時間につき全点灯 4,110円 1時間につき5割点灯 2,060円
生駒市小平尾南少年グラウ	30分につき 310円

	指定管理者が特に必要 があると認める営 利使用の場合	24,890円	24,890円	12,440円
生駒市井出山 グラウンド	アマチュアスポーツ	1,640円	1,640円	1,640円
	アマチュアスポーツ 以外(集会、講演会等)	6,790円	6,790円	6,790円
	指定管理者が特に必要 があると認める営 利使用の場合	24,890円	24,890円	24,890円
イモ山公園グ ラウンド	アマチュアスポーツ	1,340円	1,340円	1,340円
生駒市総合公 園グラウンド	アマチュアスポーツ 以外(集会、講演会等)	6,790円	6,790円	6,790円
生駒市健民グ ラウンド	指定管理者が特に必要 があると認める営 利使用の場合	24,890円	24,890円	24,890円
生駒市小平尾 南少年グラウ ンド	アマチュアスポーツ	620円	620円	620円
	アマチュアスポーツ 以外(集会、講演会等)	3,390円	3,390円	3,390円
	指定管理者が特に必要 があると認める営 利使用の場合	12,440円	12,440円	12,440円

備考 略

4 テニスコート 略

5 プール 略

6 相撲場 略

7 夜間照明

区分	金額
(仮称)生駒市北部スポーツセ ンターグラウンド夜間照明	1時間につき全点灯 4,940円 1時間につき5割点灯 2,470円
生駒市小平尾南少年グラウ	30分につき 310円

ンド夜間照明	(ただし、単位時間に端数を生じたときは30分とみなす。)	ンド夜間照明	(ただし、単位時間に端数を生じたときは30分とみなす。)
生駒市井出山グラウンド夜間照明	1時間につき全点灯 4,940円 1時間につき5割点灯 2,470円	生駒市井出山グラウンド夜間照明	1時間につき全点灯 4,940円 1時間につき5割点灯 2,470円
イモ山公園グラウンド夜間照明	1時間につき全点灯 2,470円 1時間につき5割点灯 1,230円	イモ山公園グラウンド夜間照明	1時間につき全点灯 2,470円 1時間につき5割点灯 1,230円
生駒市総合公園グラウンド夜間照明	1時間につき全点灯 4,940円 1時間につき5割点灯 2,470円	生駒市総合公園グラウンド夜間照明	1時間につき全点灯 4,940円 1時間につき5割点灯 2,470円
生駒市健民グラウンド夜間照明	1時間につき全点灯 2,470円 1時間につき5割点灯 1,230円	生駒市健民グラウンド夜間照明	1時間につき全点灯 2,470円 1時間につき5割点灯 1,230円
生駒市総合公園テニスコート夜間照明	1コート1時間につき 370円及びカード1枚につき 360円	生駒市総合公園テニスコート夜間照明	1コート1時間につき 370円及びカード1枚につき 360円
生駒山麓公園テニスコート夜間照明	1コート1時間につき 370円及びカード1枚につき 360円	生駒山麓公園テニスコート夜間照明	1コート1時間につき 370円及びカード1枚につき 360円
むかいやま公園テニスコート夜間照明	1コート1時間につき 370円及びカード1枚につき 360円	むかいやま公園テニスコート夜間照明	1コート1時間につき 370円及びカード1枚につき 360円
備考 略		備考 略	
8 附属設備 略		8 附属設備 略	

(4) 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(平成 25 年 12 月生駒市条例第 41 号)新旧対照表(附則第 4 項関係)

現行	改正案
<p>第 8 条 生駒市体育施設条例の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第 3 の 1 の表中「1,850 円」を「1,890 円」に、「8,490 円」を「8,640 円」に、「31,110 円」を「31,690 円」に、「510 円」を「520 円」に、「3,700 円」を「3,770 円」に、「16,970 円」を「17,290 円」に、「62,230 円」を「63,380 円」に、「1,230 円」を「1,260 円」に、「2,160 円」を「2,200 円」に、「9,950 円」を「10,130 円」に、「36,480 円」を「37,160 円」に改め、別表第 3 の 2 の表中「2,470 円」を「2,510 円」に、「1,230 円」を「1,260 円」に、「41,480 円」を「42,250 円」に改め、別表第 3 の 3 の表中「1,340 円」を「1,360 円」に、「510 円」を「520 円」に、「1,640 円」を「1,680 円」に、「620 円」を「630 円」に改め、別表第 3 の 4 の表中「720</p>	<p>第 8 条 生駒市体育施設条例の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第 3 の 1 の表中「3,700 円」を「3,770 円」に、「1,850 円」を「1,890 円」に、「16,970 円」を「17,290 円」に、「62,230 円」を「63,380 円」に、「510 円」を「520 円」に、「1,230 円」を「1,260 円」に、「8,490 円」を「8,640 円」に、「31,110 円」を「31,690 円」に、「2,160 円」を「2,200 円」に、「9,950 円」を「10,130 円」に、「36,480 円」を「37,160 円」に改め、別表第 3 の 2 の表中「2,470 円」を「2,510 円」に、「1,230 円」を「1,260 円」に、「10,970 円」を「11,180 円」に、「41,480 円」を「42,250 円」に改め、別表第 3 の 3 の表中「1,640 円」を「1,680 円」に、「620 円」を「630 円」に、「6,790 円」を「6,910 円」に、「3,390 円」を「3,460</p>

円」を「730円」に、「620円」を「630円」に、「1,230円」を「1,260円」に、「1,030円」を「1,050円」に改め、別表第3の5の表中「150円」を「160円」に改め、別表第3の7の表中「4,110円」を「4,190円」に、「2,060円」を「2,090円」に、「4,940円」を「5,030円」に、「2,470円」を「2,510円」に、「1,230円」を「1,260円」に、「370円」を「380円」に、「360円」を「370円」に改める。

円」に、「24,890円」を「25,350円」に、「12,440円」を「12,680円」に、「4,110円」を「4,190円」に、「2,060円」を「2,090円」に、「16,970円」を「17,290円」に、「62,230円」を「63,380円」に、「1,340円」を「1,360円」に、「510円」を「520円」に改め、別表第3の4の表中「1,230円」を「1,260円」に、「1,030円」を「1,050円」に、「5,090円」を「5,190円」に、「18,670円」を「19,010円」に、「720円」を「730円」に、「620円」を「630円」に、「3,390円」を「3,460円」に、「12,440円」を「12,680円」に改め、別表第3の5の表中「150円」を「160円」に改め、別表第3の6の表中「1,700円」を「1,730円」に、「6,220円」を「6,340円」に改め、別表第3の7の表中「4,940円」を「5,030円」に、「2,470円」を「2,510円」に、「1,230円」を「1,260円」に、「370円」を「380円」に、「360円」を「370円」に改める。